

【公布された条例等のあらまし】

● **徳島県公立学校情報機器整備基金条例**（条例第一号）

一 県又は市町村が行う公立の義務教育諸学校における情報機器の整備に係る事業に要する経費に充てるため、徳島県公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

二 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。

三 基金は、一の事業の財源に充てる場合限り、処分することができることとした。

四 基金の管理、運用益金の処理等について、所要の規定を設けることとした。

五 この条例は、公布の日から施行し、令和十一年三月三十一日までに行われる一の事業に要する経費等の精算が完了する日限り、その効力を失うこととした。

● **徳島県技能検定実技試験手数料規則の一部を改正する規則**（規則第一号）

一 二級の技能検定実技試験について、手数料の軽減措置を廃止することとした。

二 三級の技能検定実技試験について、手数料の軽減措置の対象年齢を二十五歳未満から二十三歳未満に変更するとともに、雇用保険法に規定する被保険者でない者に対する手数料の軽減措置を設けることとした。

三 その他所要の改正を行うこととした。

四 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、三については、公布の日から施行することとした。